

「(仮称)県域水道ビジョン策定及び広域化の実現方策の検討」業務委託について、次のとおり公募型プロポーザルの参加者を募集しますので公告します。

平成23年6月6日

奈良県知事 荒井 正吾

1. 業務概要

- (1) 業務名 「(仮称)県域水道ビジョン策定及び広域化の実現方策の検討」業務委託
- (2) 業務場所 奈良県内全域
- (3) 業務内容 別紙業務説明書に示す「業務委託の内容」のとおり
- (4) 履行期間 契約の日から平成24年3月30日(金)まで
- (5) 業務量の目安 8,694,000円(税込み)を上限とする

2. 参加条件

下記の条件すべてに該当する者を対象とする。

- 1) 奈良県による入札参加停止措置の期間中でない者であること。
- 2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していない者であること。
- 3) 民事再生法の規定による再生手続開始の申し立て中または再生手続中でないこと。
- 4) 会社更生法の規定による再生手続開始の申し立て中または更生手続中でないこと。
- 5) 奈良県建設工事等入札参加資格者名簿に、建設コンサルタント「上水道及び工業用水道」部門で登録されていること。
- 6) 下記に示す「同種または類似業務」について、平成18年度以降に1件以上の実績を有するもの。
 - 同種業務：都道府県単位での水道事業広域化検討業務等
 - 類似業務：市町村単位の地域水道ビジョン策定業務等
- 7) 上水道に関する技術士又はRCCMの資格を有し、かつ上記に示す「同種又は類似業務」について、平成18年度以降に1件以上の実績のある管理技術者、担当技術者、照査技術者を配置することができるもの。

3. 公告の方法

公告は、県庁4階地域政策課前の廊下に掲示すると共に、地域政策課のホームページの掲載する。また、以下のページからもリンク可能となっている。

①奈良県会計局の「入札情報」ページ

②奈良県公共工事契約課の「土木部・農林部以外の入札情報」のページ

業務説明書等の関係書類の配布は、公告の日から提案書提出期限日まで、上記ホームページからのダウンロードで行うものとする。

4. 説明会の実施

本委託業務に関する説明会を下記のとおり実施する。

日時：平成23年6月10日(金)10時～

場所：奈良県婦人会館 中研修室(1)2F

提案書の提出を希望する者は、6月9日(木)12時までに説明会出席届(様式1)を提出(FAX可)のうえ、必ず説明会に出席すること。説明会に出席しない者は、提案書の提出を認めない。

5. 質問等の受付

業務に関する質問は説明会で行うこと。

説明会以後の質問については、FAXのみでの受付とし、すべての質問をとりまとめたいう

えで、説明会出席者に対し、FAXで回答する。

6月14日(火)12時 締切 (受付：地域政策課)

6月15日(水)17時 回答予定

6. 提出意思の表明

提案書の提出を希望する者は、6月17日(金)17時までに参加申込書(様式2)を持参又は郵送(必着)で提出すること。期限までに提出のない場合は、提案書の提出を認めない。

7. 提出書類及び提出部数

- | | |
|------------------------|----|
| 1) 技術提案書 | 7部 |
| 2) 見積書 | 1部 |
| 3) 同種または類似業務の実績 (様式3) | 1部 |
| 4) 配置予定技術者に関する資料 (様式4) | 1部 |
| 5) その他参考となる資料 (任意提出) | 1部 |

8. 提出期限及び提出方法

6月28日(火)17時までに地域政策課に持参し、提出すること。
(受付時間: 8時30分~17時、土日祝は除く)
後日プレゼンテーションを実施する(7月上旬予定)。

9. 提案書の特定方法と結果の発表

- 1) 提案書の特定方法
県地域振興部が設置する評価委員会が評価する。
- 2) 評価基準
評価項目、判断基準については、次のとおりとする。
 - (1) 技術提案の内容
 - ① 全体評価
 - ・目的、主旨を理解している。
 - ・事前のデータ分析が十分に行われている。
 - ・奈良県の特性を十分考慮した提案を行っている。
 - ・提案内容に独創性がある。
 - ・業務への積極的な取り組み姿勢が感じられる。
 - ② 県域水道ビジョンのとりまとめ
 - ・現状分析方法が適切である。
 - ・市町村水道の財政を考慮した将来見通しの方法が適切である。
 - ・県全体の具体的な課題等の整理方法が適切である。
 - ・県域水道の最終的な方向性について、適切な提案を行っている。
 - ・広域化の考え方及び効果の定性的な整理方法が適切である。
 - ・議会やパブリックコメント等を反映できる提案となっている。
 - ・とりまとめ方法が適切である
 - ③ 広域化の実現に向けた検討
 - ・市町村水道に対するわかりやすく説得力のある経営診断カルテを提案しており、積極性が感じられる。
 - ・市町村水道に対するわかりやすく説得力のある処方箋を提案しており、積極性が感じられる。
 - ・市町村の意向を反映できる検討手法が提案されている。
 - ・シミュレーションの評価項目が適切であり、市町村に対する説得力のある効果を提案できる。
 - ・広域化の効果の評価方法が適切である。
 - ・実現可能な実現方策の提案内容になっている。
 - ・広域化の実現に向けた課題や論点の整理方法が適切である。
 - ・広域化に向けた実現可能なスケジュールと実施事項が提案されている。
 - ・奈良県の特性を考慮した、提案内容になっている。
 - ・積極的に提案する姿勢が感じられる。
 - ・次の検討への対応が考慮されている
 - ④ 外部アドバイザーへの対応
 - ・検討結果に対し、臨機応変な対応が可能である。
 - ・検討会等への積極的な対応姿勢が見られる。
 - ⑤ 実施体制
 - ・技術者の適切な配置
 - ・業務工程の妥当性、実行性
 - (2) 業務実績
 - ・同種業務 (都道府県単位での水道事業広域化検討業務等) の実績
 - ・類似業務 (市町村単位での地域水道ビジョン策定業務等) の実績
 - (3) 予定技術者の資格経験等
 - ・管理技術者、担当技術者、照査技術者の資格、経験、手持ち業務等
 - (4) 価格見積
 - ・見積価格の妥当性

- 3) 審査結果の通知
審査結果は、決定後速やかに文書で通知する。
- 4) 非特定理由に関する事項
 - ①非特定の通知を受けたものは、通知を受けた日から起算して5日以内(土日祝日を除く)に、その理由の説明を求められることができる。
 - ②前記の回答は、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して5日以内(土日祝日を除く)に書面により回答する。
 - ③非特定の説明書請求は提出方法等は以下のとおりとする。
 - ・提出方法：持参
 - ・提出先：地域政策課
 - ・受付時間：9時から17時まで
- 5) その他
 - ①県に提出した提案書等は返却しない。
 - ②提案書その他提出物の作成及び提出に要する一切の費用は、提出者の負担とする。
 - ③提案書その他提出物に虚偽の記載をした場合は、当業務の提案を無効とし、処分を行うことがある。
 - ④本業務説明書により得た情報は、提案書の作成以外に使用してはならない。
 - ⑤公告時に県の提供により知り得た情報は、他人に漏らしてはならない。
 - ⑥提案書等の提出後においては、原則として提案内容、配置予定技術者等の変更は認めない。

10. その他留意事項

- 1) 審査により特定した最優秀提案者と契約を締結する。
- 2) 本業務説明書及び特定された提案書を基に特記仕様書を作成し、この特記仕様書及び奈良県土木部が定める「土木設計業務等共通仕様書」により業務を履行する。
- 3) 契約保証金は、奈良県契約規則第19条の定めるところによる。
- 4) 今年度の検討業務内容については、前年度の成果をもとに検討するものであり、前年度業務の受注者を優先的に契約を行うものではない。
- 5) 契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じる。
 - ①役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
 - ②暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
 - ③役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
 - ④役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
 - ⑤役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - ⑥本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たって、その相手方が上記①から⑤のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
 - ⑦本契約に係る下請契約等に当たって、上記①から⑤のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(上記⑥に該当する場合を除く。)において、奈良県が奈良県との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
 - ⑧本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を奈良県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

11. 提出及びお問い合わせ先

〒630-8501 奈良市登大路町30
奈良県地域振興部地域政策課
水資源係 担当：浦山、重本
TEL 0742-27-8489 (ダイヤルイン)
FAX 0742-27-6395